

教科「情報」の新設にかかわる教育学 ——教員免許状の新設問題を中心に——

佐々木 享

はじめに

IT革命とかメディア教育など軽薄なことばが巷に氾濫し、ものごとをじっくり考えて行動するタイプの人はついでいけない、と音を上げている（しかし、IT事情に通じた柳沢賢一郎・東谷暁による『IT革命？そんなものはない』〔二〇〇〇年、洋泉社〕のような書物もある。念のため）。そんなことはお構いなしに事態はすすみ、IT教育などということさえ、大まじめに語られる昨今を象徴しているのが高等学校に新設された教科「情報」であろう。ところが、高校教師には、自分の担当以外の教科には口出ししないという、奥床しさというか弱点があるため、この教科に関する議論はあまりにも遅れている。

実は昨年あたりからは、少なくとも新聞紙上では「IT革命」よりは「IT不況」ということばの方が多いと思われ、お構いなしに事態はすすみ、IT教育などということさえ、大まじめに語られる昨今を象徴しているのが高等学校には、自分の担当以外の教科には口出ししないという、奥床しさというか弱点があるため、この教科に関する議論はあまりにも遅れている。

れるし、このことばの方が今日の事態の本質を衝いていると筆者には思われる。それにもかかわらず、これだけあちこちでやれIT革命だ、メディア教育だ、インターネットだなどとわめき立てられると、自分は本当に遅れているのだろうか、本当は子どもたちにもつとしつかりと学ばせ、生きいきと活動させることが必要なのではないか、などと考える教師たちも参加できるような議論の場がないまま事態が進行していることに危惧を感じる。こう考えるのは筆者だけではあるまいと思われる。

I 普通教育の教科「情報」新設の歴史的位置

一九九九（平成一二）年三月二九日に告示された高等学校学習指導要領により、高等学校教育には、普通教育に関する教科と専門教育に関する教科の両方に「情報」なる教科が新設された。本稿では、普通教育に関する教科「情報」

に限定して議論することとする。

この普通教育としての教科「情報」は、代替科目による履修が認められているなどの若干の例外措置があるとはいっても、基本的にはすべての生徒の必修とされている。

半世紀にわたる高等学校教育の歴史の中かで、普通教育

に関する教科がとりわけ必修教科として新設されたのは初めてのことである（前回の高等学校学習指導要領改訂で「地理歴史」「公民」が新設されたけれども、これは、実質的には旧教科「社会」を分割したに過ぎないから、新設とはいえない）。このことと自体かつてない歴史的な出来事なので、本稿ではこの教科の若干の特徴を分析するとともに、教科の新設は通常は教員免許状の新設に連動するので、これに関連した教育学的な若干の論点を検討してみたい。（教科が新設されると、教員免許状の教科も必ず新設されるわけではない。一九七〇年の高等学校学習指導要領の改訂により「理数」と「看護」の二教科が新設されたけれども、教員免許状が新設されたのは「看護」のみで、「理数」の教員免許状はつくられなかつた。）

無闇に多い代替科目

高等学校学習指導要領は、教科「情報」を必修教科としながら、かなり広範な代替科目を認めていた。そこで、はじめにこの教科「情報」の代替科目について一言しておく。

第一に、「情報A」「情報B」「情報C」のなかから一科目を選択必修させるとしている。各科目の内容を一言で特徴

づけると、「情報A」は情報処理というべきもので、分かりやすいといえば情報機器操作の練習で、「情報B」は情報科学、情報Cは情報をめぐる社会科学、ということになる。そのいずれでもよい、としているところにこの教科の危うさが如実に現れている。

第二に、職業学科には広範な代替科目が認められている。すなわち高等学校学習指導要領の第1章総則の「第3款各教科・科目の履修等」の2の(2)の規定（大蔵省印刷局版の7頁）により、それぞれの学科の専門科目「農業情報処理」「情報技術基礎」「情報処理」「水産情報処理」「家庭情報処理」「看護情報処理」「福祉情報処理」で代替できる（高島秀之『IT教育を問う』二〇〇一年、有斐閣、二〇四～二〇五頁）も教科「情報」の代替科目に触れているが、この第二については言及していない。これについての学習指導要領の記述は、教育関係者でないと読みとり難いのかも知れない。

第三に、普通科や総合学科においても、教科「情報」を前記の専門学科の科目により代替することができる。

第四に、普通教育に関する他の教科に属する科目でも代替が認められている。すなわち高等学校学習指導要領の附則2の規定により、「当分の間」という限定付きではあるが、（一）「数学B」または「生活技術」の履修で一単位まで代替できる（ただしこの場合「公民に属する科目の履修をもつて代替できる単位数は一単位まで」とされている）、（二）「公民、数

学、理科又は家庭に属する学校設定科目として設ける情報に関する科目の履修」で代替できる。

第一に掲げた選択必修のシステムを別としても、教科「情報」には代替できる科目が無闇に多い。このこと自体が教科「情報」の一つの特徴となつておらず、教科として独立させるなら当然に期待され然るべき独自性をもたないことを示唆している。

さらに、これら代替科目は、一単位までと限定されている「数学B」「生活技術」「公民」で代替する場合をのぞき、すべてが職業学科における情報処理に関する科目である。

ここに情報処理操作に通ずることをもとめるに過ぎないと、いう普通教科「情報」の本質的な特徴が露呈しているように思われる。

情報機器の操作を教えることが主体で、教える中身がない普通教科「情報」

高等学校学習指導要領解説 情報編

のなかには、ゴチツクで書かれている文章が一六カ所ある。このなかから重要なと思われるいくつかを抜粋してみる。「○印以下の文章」まず「普通教科『情報』の目標」では、○「3つの観点」が相互に関連しながら、総合的に「情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度」を育てていく」(二七頁)とある。

この「3つの観点」とは、「情報活用の実践力」「情報の科学的理解」「情報社会に参画する態度」である。

1. 「情報A」では、○「身のまわりにある具体的な問題を解決する実習を行い」(三三頁)、○「情報機器を利用して情報収集活動を行い」(四〇頁)、○「多様な形態の情報を統合する実習を行う」(四一頁)、○「情報通信ネットワークや新聞などから情報を収集して、調べた結果を発表したり、それを基に討議したりする学習を取り入れるようにする。」(四三頁)などである。
2. 「情報B」では、○「より効果的に解決する方法を学ぶことの必要性を認識できるような実習を扱う。」(四七頁)、○「情報の表し方と処理手続を生徒自身に工夫させ、コンピュータを用いて解決する課題に取り組ませる。」(五二頁)、○「情報通信ネットワークや新聞などを活用して調べたり、討議したりする学習を取り入れて、情報技術と社会との望ましい在り方に、多様な考え方があることを認識させる必要がある。」(五九頁)などである。

3. 「情報C」では、○「実習を中心として展開するものとし、イで取りあげた情報機器とコンピュータとを活用して多様な形態の情報を統合することにより、伝えたい内容を分かりやすく表現する方法を習得させる。」(六五頁)、○「電子メールや電子会議などの情報通信ネットワーク上のソフトウェアを用いて、コミュニケーションの目的や状況に応じた効果的な活用方法を実習を通して習得させる。」(六九頁)、○「社会調査や実態調査研究などをを行い、その結果を

発表するという課題解決学習を通じて、情報の収集、整理、分析、発信など一連の学習活動に、コンピュータや情報通信ネットワークを統合的に活用することを習得させる。」(七二頁)、「情報通信ネットワークや新聞などを活用して調べたり、討議したりする学習を取り入れるようにする。」(七五頁)などである。

「情報C」の解説でゴチックとされた部分には、他の教科あるいは「総合的な学習の時間」でとりあげたら適切だと思われる事項が少なくない。

それはとにかく、筆者は、これらの文章を読んで、不謹慎にも笑いころげるところだった。つい先日、学生たちにはとり入れたい情報がないし、発信すべき情報もないとする私立大学の情報処理教育センターの教員が嘆いていたことを想起したからである。数年前、まだインターネットが普及する以前に、入学と同時に学生全員にパソコンをもたせる(もちろんその費用は授業料のなかに入っている)など情報化を売り物にしている大学で講義したことがある。その際に強く感じたこともこの教員と同じで、学生たちに必要なものは、情報をあれこれ操作することではなく、学ぶことそれ 자체であることを痛感した。インターネットが普及しても、事情は基本的には何ら変わらないと思われる。

また近年筆者は勤務先大学で二つの科目について毎年レポートを書かせている。そのなかで、インターネットを活

用してレポートを執筆した学生は、両科目とも少數だが昨年度に初めて現れた。今年度になると、インターネットを活用してレポートを執筆した学生は両科目とも急増して二割を超えるにいたつた。この背景には、インターネットにたいする関心の高まりとインターネットを活用する環境が整備されてきたという事情がある。それはともかくとして、インターネットを活用して書かれたレポートは、色彩図版や写真を取り入れたりしたものもあり、見た目は例外なしにきれいであるが、肝心の内容はかえって空疎なものが確実に増加した。インターネットは如何に便利であろうとも、そこで得られる情報は誰がが入れたものに限られるから、最新のデータなどは確実に得られるかも知れないが、肝心な論理の組み立てとなると、苦心してあれこれ書籍や雑誌から参考になるものを探し出して書いたレポートの水準にははるかに及ばないものが多い。

この種の事例は、クリフォード・ストール、倉骨彰訳『インターネットはからっぽの洞窟』(一九九七年、草思社)、同じ著者と訳者による『コンピュータが子供たちをダメにする』(二〇〇一年、草思社)に多数紹介されている。長年になつたり各種のコンピュータを駆使して研究してきた天文学者である著者の手になるこの書物は、ITに関する深い洞察と教育や子どもたちへの温かいまなざしで書かれており、情報教育なるものに夢中になつてゐる人たちにだけでなく、

最近の流れに気後れを感じている人たちにもお勧めしたい傑作である。

決め手は情報機器ではなく、しつかりした教材研究

従来あちこちで紹介されている情報機器を活用したと称する教育実践は、例外なく教師の深い洞察としつかりした教材研究に裏打ちされたものであり、教材自体は平凡だが情報機器を活用したから優れた実践となつたというものはほとんどないに等しい。

高島秀之『IT教育を問う』(一〇〇一年、有斐閣、二〇四頁)に紹介されている例は、ある種の蜂についての中学生の調査と観察の記録であり、村上温夫『ITでめざせ、教育革命』(二〇〇〇年、新曜社)が掲げている例は数学者がとりあげた代数式についての解を生徒たちに求めたもので、そのいずれもITを活用したからできたというものではなく、IT教育の例として掲げられているのが不思議なくらいである。ITを活用したすぐれた実践と称する学習の方はこの種のものとみてよいのではないか。

II 教科新設にともなう教員免許状付与のための講習会をめぐる諸問題

高等学校教員免許状の授与方式

高等学校学習指導要領の改訂に対応して、二〇〇〇年三月二九日には教育職員免許法が改正され、「情報」と「福祉」

の教員免許状が新設された。

高等学校の教員免許状は、通常、一般の大学で学んでいる学生が教員免許状の取得を希望する場合、教職課程の諸科目を附加的に履修することによりその専門に関する教科について授与される。理学部の学生が理科の免許状取得を希望する場合には、自らの専攻諸科目のみでなく物理、化學、生物、地学の科目を修得することが要求されるなどの一定の条件があるものの、通常、大学の専門教育が教員免許状の発行を意識して構成されることはない。これは、戦後広く言われてきた教員免許状授与に関する開放性の原則そのものである。

教員免許状の発行にかかる国の施策

高等学校の教員免許状の授与方式のもう一つの特徴は、文部省は、小・中学校の教員の養成・供給については国が一定の責任を負う必要があると考えているのにたいして、高等学校は義務教育ではないことを主たる理由として、国立大学が高等学校教員の養成・供給に責任をもつ必要はないと考へていることである。少ながらぬ国立大学の教員養成学部が高等学校の教員免許状を授与しているのは、それが可能なくらいに教員養成学部を充実させた結果であつて、学科等がつくられているわけではない。

こうした事情により、一九五八年の中学校学習指導要領

改訂により「技術」が新設された時には、文部省は大学教員を新たに配当するなどの措置により国立大学の教員養成部のなかに技術科教員養成の課程を順次設置した。しかし教科「情報」の場合は、等しく必修教科の新設であるにもかかわらずこのような措置はとられていない。

教科「情報」の新設に関連して文部省がとった措置は、

教育職員免許法を改正してこの免許状を取得するために、学生が修得すべき科目とその単位数を規定するとともに、いわゆる課程申請の措置を通してこの免許状を発行するとのできる課程を国公私立大学に新設させたこと、次項で述べるように一五日間の講習会の受講を条件として、教科「情報」の教員免許状を取得せしめる措置をとつたことである。(教育職員免許法は教科「情報」の教員免許状を取得するためには必要な科目を細かく規定しているが、多くの大学はさまざまな苦心の末に既存の科目の改組ないし読替でこれに対応した。その結果、教育職員免許法改正から僅かな時間しかなかったにもかかわらず、二〇〇〇年一二月までに課程認定を受けたのは国公私立の一九三大学「三七八学部学科」に達した。)

教科「情報」の教員免許状付与のための講習会の受講資格

文部省は、新たに「情報」の教員免許状を取得した学生が卒業するのは数年先になることから、大急ぎで教科「情報」の教員免許状取得者をつくるために二〇〇〇年度から三年間に限り、高校教員免許状をもつ者にたいして一五日

間の講習会を開催し、その受講を条件に新たな教員免許状を取得させる措置をとつた。一五日間の講習は、通常の大學生では多くみても八単位程度の講義に相当する。これは初めてのことではなく、一九五八年に中学校に「技術」という普通教育に関する必修教科を新設した時にも同じ措置が実施された。

教育職員免許法によれば、この講習会の受講対象者は、「数学、理科、看護、家庭、農業、工業若しくは水産の教科又は教科の一部に係る事項で旧法第一六条の四第一項の文部省令で定めるものについて高等学校教諭の普通免許状の授与を受けている者」である。「又は」以下は具体的には「情報技術」「情報処理」の免許状を指す。

以下では、この講習会の受講資格について述べる。

第一に、法律もその施行令も現職教員に限つてはいらないにもかかわらず、実際に各県教委が募集した受講対象者は現職教員に限られていた。教職についていよい免許状所有者は、法令上に何の根拠もないのに除外されていた。

第二に、新教科なので基礎となる免許状の教科を特定しないというならそれなりに理解できる。しかし法律は、普通教科についていえば国語、外国語、歴史地理、公民、保健体育、芸術の諸教科の免許状所有者をことさらに除外していることが注目される。国語、外国語、地理歴史のようない、情報を対象とすることを本質としている教科の教師は

慎重に除外されているとしか言いようがない。ここには、つまるところ情報機器を教えることをめざしているに過ぎないというこの教科「情報」のねらいが露呈しているといふほかはない。そうでなければ、当該教科の一部で代替することが認められている「公民」の免許状所有者さえ除外した理由を見つけることは困難である。

なお国語教育分野には、中学校の例だが、近藤真『コンピュータ綴り方教室』（一九九六年、太郎次郎社）のようすぐれた実践がある。

第三に、この講習会に関して各県教委が各学校に通知した受講者の応募資格には、上記法令を逸脱しているとみられる事項が少なくなかった（詳細については、拙稿「教科『情報』の免許状新設とともに講習会と教職員組合運動」、愛知大学文学部『文学論叢』第一二四輯、二〇〇一年七月、を参照）。たとえば、「現職教員で数学または理科の免許状を有する者」と指定した県すらあつた。またかなりの県は「コンピュータの操作を習得している者」という条項をくわえていた。これらの条項には、教科「情報」についての各県教委の理解が露呈しているといえる。

第四に、教員免許状は本来それを希望している者が必要事項を学んで取得すべきものであるが、なかには受講者を指定する事例もみられた。実際には受講希望者が多く、トラブルとなることはなかつたといわれるが。

なお「平成一五年度以降に教科『情報』を担当する者」

とくわえた県も少なくなかつた。これは受講を希望する教職員に不安を抱かせ、何年か先には元の教科に帰ることを認めさせるなど高教組との交渉が必要となつた県が多い。

むすびに代えて——情報教育は必要だが、教科「情報」は不要である

現代日本では情報に関する教育は必要であり、むしろ強化することがもとめられていると筆者は考えている。しかしそれを情報機器の活用としてとらえるならば、それは各教科や教科外の諸活動のなかですべきで、またできることであるから、限られた貴重な授業時間を割いてことさらに特別に時間を当てる教科とする必要はないと考える。

教科「情報」の位置づけに関する筆者のような考え方とは、学校教育における道徳教育の位置づけの問題に通底している。道徳教育の必要性を疑う者はいないが、道徳の時間を特設したことに多くの疑問が寄せられていることと似ているからである（二〇〇二年一月に開かれた教育科学研究会の合宿研究会における藤田昌士の報告によると、道徳教育の位置づけに関する教科研道徳部会の基本的な考えは、①特設道徳に反対し、②特設道徳は全教育活動を通して行う。しかし、各教科や教科外活動を「道徳教育」「お説教」化しない、と要約されている）。

（ささき すすむ）教科研常任委員、愛知大学短期大学部